

監査報告

2024年5月13日

日本自殺総合対策学会

理事長 椿 広計 殿

日本自殺総合対策学会

監事 林 星一

同 森野 嘉郎

監事は、日本自殺総合対策学会定款第23条の規定に基づき、2023年4月1日から2024年3月31日の事業年度の本会の業務並びに財産及び会計の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事長が作成した事業報告並びに収支決算書及び貯金通帳に基づき、当該事業年度に係る本会の業務並びに財産及び会計の状況について検討いたしました。なお、2名の監事のうち、林が主として業務監査を、森野が主として会計監査を担当いたしました。

2 監査意見

(1) 本会の業務の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 本会の財産及び会計の状況の監査結果

収支決算書の次年度繰越金欄の金額が本会の財産の状況を、収支決算書の収入及び支出の記載が本会の損益の状況を、それぞれ適正に示しており、貯金通帳の記載と収支決算書の記載が合致していることを確認しました。

3 定款第23条3号に基づく意見

2023年10月4日、当学会の定款が改正され、同日から施行されています。新しい定款は、当学会の規模や活動内容に則したものとなっており、機動的に学会活動を行うのに相応しい内容となっております。

また、学会員の増加をはかることと学会の財政基盤の安定を目的として、入会手続の整備、会費の大幅な値下げ及び大会・講演会等の資料の有償提供サービスが決定されましたが、いずれも学会を取り巻く実情に即した適切な改革であると評価できます。

このような学会運営の基盤整備と並行して、昨年度は、2023年10月4日に秋季講演会、2024年2月26日に第3回大会を開催しましたが、多くの一般参加があり、自殺対策の現場の関心に即した当学会に相応しい活動ができていると評価できます。

以上